

(参考) 令和5年度第4回 猪名川町地域公共交通会議資料

令和6年度猪名川町公共交通会議運営支援等業務の委託について

【協議事項】

令和5年度に策定する「猪名川町地域公共交通実施計画」をもとに、杉生線及びふれあいバス再編実施を円滑に行うため、本年度業務（地域公共交通実施計画策定支援業務）を地域公共交通会議において発注し実施している株式会社建設技術研究所と随意契約することについて承認を求めます。

これは、令和6年度事業ですので本来であれば令和6年度に承認を得るべきものですが、杉生線の再編実施については早急に協議及び国庫補助金獲得に向けた手続きを進める必要があるため、令和5年度中に予め地域公共交通会議の承認を得ようとするものです。

国庫補助を受けるにあたって地域公共交通計画の改定や地域旅客運送サービス継続実施計画などを作成する必要があるため、当該計画策定等にあたり国庫補助金を活用予定のため、当該補助金の交付決定がなされた後に、速やかに契約したいと考えています。

なお、令和5年度3月議会において予算案が審議され、議決を経た予算に基づき、当事業を実施したいと考えておりますが、議会において予算額に変更が生じた場合は、その範囲内において実施可能な事業を実施することとします。

1. 随意契約理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（抄）

随意契約によることができる場合：その性質又は目的が競争入札に適しないもの

●本業務は、本年度実施している地域公共交通実施計画策定支援業務に引き続き行う業務であり、随意契約とすることにより、昨年度調査時に得られた結果だけでなく、結果（数値）に現れない知見（関係者との折衝等）を有効に活用することができ、効率的に業務が進められる。

●上記事業者は、町が平成23年度、平成24年度に実施した「町コミュニティバス再編調査業務」、平成30年度、平成31年度に実施した「町公共交通ネットワーク見直し方針策定支援業務」、令和2年度に実施した「地域公共交通計画（素案）策定基礎調査業務」、地域公共交通会議が令和3年度に実施した「地域公共交通計画（素案）策定支援業務」、令和4年度に実施した「地域公共交通実施計画調査支援業務」を誠実かつ確実に履行した実績を有し、また、本年度においても「地域公共交通実施計画策定支援業務」を誠実かつ確実に履行していると認められます。猪名川町の公共交通にかかる業務を複数回受注し、調査及び計画策定等を行う中で、猪名川町の公共交通に精通しており、令和6年度の業務における工期短縮と経費削減が期待でき、適正かつ円滑な業務が確保できる。

2. 業務委託費

当業務委託については、町負担金及び国庫補助金により実施する予定です。